

第 9-11 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-11: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		アメリカ	イギリス	
種別	児童手当	扶養控除 (所得税、住民税)	児童税額控除	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法 (1971年)	所得税法 (1965年)、 地方税法 (1950年)	1997年納税者 救済法	1975年児童給付 法	2002年税額控除 法
管理 運営	市区町村 (公務員は 所属庁等で実施)	国税庁、都道 府県、市区町 村	内国歳入庁	歳入関税庁	
財源	国、地方 (都道府 県、市町村)、事 業主拠出金で構 成 (国 54.9%、地 方 27.5%、事業主 8.4%、公務員分 9.2%、2020年度予 算ベース)			一般財源	
受給 (適用) 要件	支給対象: 中学校修 了までの国内に住所を 有する児童 受給資格者: 監護生 計要件を満たす父母 等	控除対象: 扶 養親族のうち、 その年 12 月 31 日現在の年齢が 16 歳以上の者 等	17 歳未満の子 がいる者。 (2021 年はアメ リカ救済計画法 により、18 歳未 満に拡大)	16 歳未満 (フルタ イムの教育・職業 訓練を受けている場 合は 20 歳未満) の子を扶養してい る者 収入が年間で 5 万 ポンドを超える所得 者を世帯に含む場 合は、課税対象と なる	就労税額控除の 適用を受けており、 16 歳未満 (フル タイムの教育・職 業訓練を受けてい る場合は 20 歳未 満) の子を扶養し ている者 収入等に応じた減 額措置あり
給付 (控除) 内容	①所得制限額未満の 世帯: 3 歳未満は 月額 1 万 5000 円、 歳以上小学校修了 まで第 1 子・第 2 子は月額 1 万円、 第 3 子以降は月額 1 万 5000 円、学 生は月額 1 万円 ②所得制限額以上の 者: 当分の間の特 例給付月額 5000 円 (注 1)		(子 1 人当たり) 2,000 ドル / 年 (2021 年はアメ リカ救済計画法 により、子 1 人 当たり 3,000 ド ル / 年、6 歳未 満の場合は 1 人 当たり 3,600 ド ル / 年へと拡大)	第 1 子: 21.15 ポンド / 週 第 2 子以降: 1 人当たり 14.00 ポンド / 週 (2021 年度)	家族控除 (注 2): 545 ポンド / 年 児童加算: (1 人当たり) 2845 ポンド / 年 (2021 年度) 障害を持つ児童の 場合はさらに加算 あり

注 1) 所得制限額は年収 960 万円未満 (夫婦・児童 2 人世帯の場合) を基準に設定、2012 年 6 月分から適用。また、保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)。

2) 家族控除の適用は、2017 年 4 月 6 日の制度改革以前に出生した児童を含む場合のみ。また、制度改革以降に出生した児童がいる場合、支給対象は 2 名まで。

第 9-11 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-11: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス（注4）	
	児童手当 (Kindergeld)	児童加算 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当 (Allocations familiales)	乳幼児迎入れ 手当 (Paje) の基 礎手当
根拠法	1996 年租税法 62 条及び児童手 当法	児童手当法	1996 年租税法	社会保障法典 L521-1 ~ L521-3 条	社会保障法典 L531-1 条
管理 運営	家族金庫（連邦雇用エージェンシー内に 付設）、監督指揮権は、連邦家庭省に ある		税務署	全国家族手当金 庫（CNAF）	同左
財源	一般財源 (連邦：100%)	同左		企業の拠出金：43.8%、一般福祉税 など租税：22.1%、諸手当に対する国 及び県の負担金：21.9%（CNAF の主 な財源、2012 年）	
受給 (適用) 要件	18 歳未満（教育 期間中の子につ いては 25 歳未 満、失業中の子 については 21 歳未満、25 歳 到達前に障害 を負ったことよ り就労困難にな った子については無 期限）の子を扶 養している者	同左 低所得の親に対 して児童手当に 加算して支給 両親及び 1 人親 の子が未婚で 25 歳以下かつ同居 しており、その子 の児童手当を受 給している場合	子どもを養育す る場合、一定額 が控除対象とな る（注3）。「児 童扶養控除」と 「養育教育控除」 がある。	20 歳未満の子 を 2 人以上扶養 している者（所 得制限なし）	所得に応じて制 限がある。2018 年 4 月以降に生 まれた子を持つ 親と 2018 年 4 月以前に生まれ た子を持つ親で は異なる
給付 (控除) 内容	第 1 子・第 2 子 は月 219 ユーロ、 第 3 子は月 225 ユーロ、第 4 子 以降は 1 人につき 250 ユーロ (2021 年)	児童 1 人につき 205 ユーロが上 限 (2021 年)	児童 1 人あたり、 「児童扶養控除 (夫婦計年 5,172 ユーロ)」と「養 育教育控除（夫 婦計年 2,640 ユ ーロ）」が対象。 したがって、合 計で年額 7,812 ユーロ (2020 年)	子の年齢や数に 応じて決まる。 20 歳未満の子 どもが 2 人お り、年収が 6 万 9933 ユーロ以 下で、2 人とも 14 歳未満であ る場合、月額 132.08 ユーロ (2021 年 12 月現在)	原則、 月額 184.62 ユ ーロ (2021 年 12 月現在)

出典：厚生労働省「海外情勢報告 2020」、日本：厚生労働省、内閣府、財務省ウェブサイト、イギリス：Gov.uk ウェブサイト等、ドイツ：家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ) ウェブサイト、フランス：家族手当金庫(CAF)、政府公共サービスウェブサイト

注 3) 児童手当は、毎月支給されるが、暦年終了後、所得税の査定に当たり、所得控除の方が児童手当よりも有利である場合には、所得控除が適用されるとともに、児童手当が精算される。このほか養育関連費用については、2012 年以降、親子の境遇にかかわらず課税対象から控除される

4) 上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。